平成 28 年 6 月

「日本糖尿病療養指導士認定試験」受験資格　事例解説②

産前・産後休暇、育児休業期間の前後合算について

一般社団法人　日本糖尿病療養指導士認定機構

日本糖尿病療養指導士認定試験の受験資格では、勤務期間（糖尿病療養指導業務従事期間）は「継続」が要件であり、中断がある場合は中断の前後を合算できませんが、「産前・産後休暇、育児休業」（以下四角枠内の期間に限る）については、例外的に中断前後の期間の合算が認められます。

- 産前・産後休暇：産前 8 週（多胎は 14 週）、産後 8 週まで。
- 育児休業：原則として子が 1 歳に達するまで。例外的に子が 1 歳 6 ヵ月まで。

※本文書の事例は「第 17 回認定試験」に限り有効とします。「第 18 回認定試験」以降は受験資格の運用が変更になる場合があります。

例 1　産前・産後休暇、育児休業を取得したが、前後合算をしなくても受験資格を満たす場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間 （継続 2 年以上 & 10 例以上）	業務従事期間に 算入不可	業務従事期間に 算入不可	業務従事期間 （継続 2 年以上 & 10 例以上）

合算せず、休職前後どちらか一方の期間のみ

※休業前後いずれかのみで受験資格（継続 2 年以上かつ 10 例以上）を満たす場合は、休職前または復職後どちらか一方の期間のみで「糖尿病療養指導業務に従事した証明書」を作成してください。（休職証明書は不要です。）

例 2　産前・産後休暇、育児休業ともに指定期間内の場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間 （継続 2 年未満 or 10 例未満）	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間 （継続 2 年未満 or 10 例未満）

合算できる

※休業前後いずれかだけでは受験資格（継続 2 年以上かつ 10 例以上）を満たさない場合で、休職期間が指定期間内の場合は、休職前と復職後の期間を合算できます。（**休職証明書が必要です。**）

例 3　指定期間より長く産前休暇を取得した場合

休職前	産前・産後休暇 （産前 8 週（14 週）より前から）	育児休業	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間

合算できない

※指定期間（出産予定日の 8 週前から。多胎の場合は 14 週前から）より長く産前休暇を取得した場合は「中断」となり、前後の期間の合算は認められません。休職前または復職後のいずれかの期間のみで受験資格（継続 2 年以上かつ 10 例以上）を満たす必要があります。（休職証明書は不要です。）

（次ページへ続く）

（前ページより続く）

例４ 子が１歳に達した以降に育児休業を取得した場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業 （子が１歳以降まで）	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断（例外あり）	業務従事期間

合算できない（例外あり）

※子が１歳に達した以降に育児休業を取得した場合は、原則として「中断」となり、前後の期間の合算は認められません。休職前または復職後のどちらか一方の期間のみで受験資格（継続２年以上かつ10例以上）を満たす必要があります。（休職証明書は不要です。）

※例外：１歳以降の育児休業取得（延長）理由が「①保育所に入所できない場合／②子を養育する予定であった配偶者が養育できなくなった場合」のいずれかに該当する場合に限り（１歳６ヵ月までの期間のみ）、休職前と復職後の期間を合算できます。（**休職証明書が必要です。**）

例５ 育児休業から復職せずに次の産前休暇を取得した場合

休職前	産前・産後休暇	育児休業	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・ 中断としない	業務従事期間に 算入不可・ 中断としない	業務従事期間に 算入不可・ 中断としない	業務従事期間に 算入不可・ 中断としない	業務従事期間

合算できる

※連続して複数回の産前・産後休暇、育児休業を取得した場合であっても、それぞれの休職期間が指定期間内であれば、休職前と復職後の期間を合算できます。（**休職証明書が必要です。**）

例６ 病気休職後、引き続いて産前休暇を取得した場合

休職前	病気休職（6ヵ月以内）	産前・産後休暇	育児休業	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間

合算できる

※病気休職（6ヵ月以内）と産前・産後休暇、育児休業を連続して取得した場合であっても、それぞれの休職期間が指定期間内であれば、休職前と復職後の期間を合算できます。（**休職証明書が必要です。**）

以上